

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月28日（平成28年（行情）諮問第56号）

答申日：平成28年9月8日（平成28年度（行情）答申第296号）

事件名：「陸自教範4-02-01-01-22-0 兵站」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「陸自教範4-02-01-01-22-0『兵站』\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「陸自教範4-02-01-01-22-0 兵站」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年9月30日付け防官文第15416号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成27年9月30日付け防官文第15416号により、法9条1項の規定に基づく原処分を行った。

##### (2) 不開示とした部分及び理由

原処分において、不開示とした部分及び理由は別表のとおりであり、当該部分は、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

##### (3) 本件対象文書の電磁的記録について

陸上幕僚監部教育訓練部（以下「教育訓練部」という。）では、本件対象文書の原稿として関係部署から電子メールで寄せられたいわゆる文書作成ソフト、プレゼンテーションソフト及び表計算ソフトにより作成したデータをパソコン内に一旦保存した後、いわゆる文書作成ソフトによりこれらのデータを編集し、原稿として寄せられたデータとともに可搬型記憶媒体に記録し、これを委託業者に貸与した。

委託業者はこれを基にデータを再構成するとともに、プログラムを組み込むなど必要な加工を施した後、紙媒体及びPDFファイル形式によ

り教育訓練部に納品した。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の作成手順は上記3のとおりであり、納品された紙媒体及びPDFファイル形式のみが本件対象文書であることから、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

イ 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』と処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

エ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 2 補充理由説明書

本件対象文書の本文の79頁及び258頁のそれぞれ一部については、本来、不開示とすべきところであったものの、不開示とする部分及びその理由を明記せず、開示することとなる原処分を行った。

しかしながら、当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の兵站作戦並びに部隊の運用要領及び能力が推察されるおそれがあるため、法5条3号に該当し、開示することはできない。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| ① 平成28年1月28日 | 諮問の受理                              |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書の收受                      |
| ③ 同年2月15日    | 審議                                 |
| ④ 同年7月1日     | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年8月10日    | 諮問庁から補充理由説明書を收受                    |
| ⑥ 同年9月6日     | 審議                                 |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊の方面隊及び師団・旅団に焦点を当てて、各級部隊の指揮官及び幕僚として必要な兵站に関する基本的事項及び業務遂行要領を記述し、教育訓練の一般的準拠を与えることを目的として、陸上幕僚監部において作成された文書である。

諮問庁は、補充理由説明書において、本件対象文書の本文の79頁及び258頁のそれぞれ一部（以下「本件開示部分」という。）については、法5条3号に該当するため不開示とすべき情報である旨説明する。

しかしながら、本件開示部分は、原処分（開示決定通知書）において開示されている部分であるから、異議申立ての対象外と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書の原稿については、起草機関である陸上自衛隊研究本

部（以下「研究本部」という。）の担当者が電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、平成23年1月に陸上幕僚監部内の決裁を受けている。

イ 上記アの決裁後、研究本部の担当者が当該電磁的記録を陸上幕僚監部の教育訓練部に送付し、教育訓練部の担当者が、印刷業者に貸与するために当該電磁的記録を編集し、可搬型記憶媒体に記録したものを印刷業者に渡して印刷・製本を委託した。当該印刷業者は、可搬型記憶媒体に保存された電磁的記録を更に加工してPDF形式の電磁的記録及び印刷・製本された紙媒体のものを作成し、これらを教育訓練部に納品した。

ウ 本件開示請求に対しては、上記印刷業者から納品されたPDF形式の電磁的記録を特定したものであり、他に本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

なお、研究本部が作成した本件対象文書の原稿である電磁的記録及び教育訓練部が印刷業者に貸与するために編集した電磁的記録については、当該印刷業者からのPDF形式の電磁的記録等の納入後、必要がないため廃棄しており、また、当該印刷業者に貸与したものは、納品の際に当該印刷業者から返却を受け、その後廃棄している。

(2) 本件対象文書については、その作成方法及び利用方法に鑑みると、印刷業者から納品されたPDF形式の電磁的記録以外に本件請求文書に該当する電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、陸上自衛隊の兵站業務における運用、補給等に関する情報が記載されている。

当該部分のうち、本文170頁の不開示部分を除く部分については、これを公にすることにより、陸上自衛隊の能力、部隊の運用要領等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本文170頁については、原処分で不開示としたが、開示実施していることから不開示を撤回するとのことであるので、開示されているものとする。

#### 4 付言

上記1のとおり、本件開示部分については、諮問庁が補充理由説明書で初めて主張したものであり、本件対象文書につき、原処分及び諮問の段階で、開示すべき情報があるか否かについて十分精査した上で、不開示部分を特定しているものとは認め難い。今後、開示決定等に当たっては、その対象となる行政文書につき、内容を十分精査し決定すべきである。

また、原処分については、開示決定通知書に記載されたとおりの内容で行われたものと解すべきであり、行政不服審査法47条3項ただし書の規定により、異議申立てを受けて原処分を異議申立人の不利益に変更することはできないことから、諮問庁が異議申立てに対する決定において、原処分を開示することとされた本件開示部分を不開示に変更することはできない。

#### 5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別表

不開示とした部分	不開示とした理由
目次の7頁 本文の3頁, 4頁, 6頁ないし8頁, 10頁, 17頁, 22頁, 31頁, 4 4頁, 48頁ないし61頁, 63頁, 67頁ないし71頁, 74頁, 76 頁, 77頁, 80頁, 83頁, 86頁 ないし88頁, 90頁, 91頁, 97 頁, 99頁, 102頁ないし104 頁, 108頁ないし114頁, 121 頁, 126頁, 127頁, 136頁, 137頁, 139頁, 140頁, 14 5頁, 146頁, 149頁, 150 頁, 152頁, 154頁, 155頁, 160頁, 162頁, 170頁, 17 8頁, 180頁, 181頁, 183 頁, 188頁, 194頁, 195頁, 200頁ないし202頁, 209頁, 212頁, 214頁, 217頁, 21 8頁, 220頁, 221頁, 223 頁, 228頁, 230頁, 231頁, 239頁, 241頁, 245頁, 24 6頁, 266頁, 268頁ないし27 0頁, 300頁, 310頁, 313 頁, 315頁, 318頁, 329頁, 331頁ないし337頁, 339頁, 340頁, 345頁ないし350頁, 352頁, 359頁, 361頁, 37 0頁ないし372頁, 390頁及び3 91頁のそれぞれ一部	陸上自衛隊の兵站業務における組織, 運用及び補給等に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛 隊の兵站作戦並びに部隊の運用要領及 び能力が推察される。